

緑化地域内の建築物をお持ちの方へ

法律に基づき、
緑地の維持保全の義務があります。
良好な管理をお願いします。

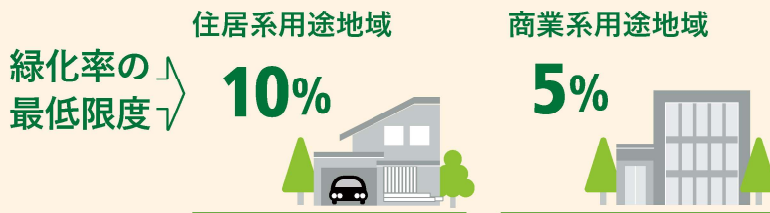
緑化地域とは

良好な都市環境の形成のために、法律に基づき、
敷地内の緑地の割合を定める地域です。

対象建築物

500m²以上の敷地の建築物 (500m²=約150坪)

緑地の割合



※用途地域はi-マップ（まちづくり地図情報）で確認できます。

パトロールを実施し、緑地の保全状況を確認しています。



樹木や芝生が枯れた等により
緑地が足りなくなった場合、
違反となります。



違反が認められた場合には、
指導や立入検査、
是正命令を行います。



緑地が復旧されない場合、
罰金等の罰則が適用される
場合があります。

根拠：都市緑地法第34条～第37条

横浜市みどり環境局 公園緑地管理課

- 緑化地域制度について 公園緑化協議担当 045 671 3946
- パトロールについて 緑化適正指導担当 045-671-2539

横浜市 緑化地域制度 

